

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：24402

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884053

研究課題名(和文)南北朝期歴史叙述における歴史認識形成と土地政策に関する研究 軍記物語を中心に

研究課題名(英文) A Study on the relationship between the formation of historical awareness and land policies in historical descriptions of Nanbokuchō period

研究代表者

大坪 亮介 (Otsubo, Ryosuke)

大阪市立大学・大学院文学研究科・都市文化研究センター研究員

研究者番号：10713117

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究ではまず、『明德記』を考察の中心に据え、その叙述の枠組が、当時の寺社本所領保護政策を背景に成り立っていることを指摘した。また、当時の寺社本所領保護政策と公武関係とのつながりに着目し、『太平記』において、建武政権により再建が計画された大内裏の殿舎等を列挙する記事が、一見啓蒙的意味のみを持つと見えながら、実は公武関係の転換点を描く上で重要な機能を帯びていることを論じた。

研究成果の概要(英文)：This research initially focused on discussions of Meitoku-ki, and the framework of that narrative indicated that it was composed against the backdrop of the conservation policies of temples and shrines of the time. This research also focused on the connection between the conservation policies of temples and shrines of the time and the relationship between the Imperial Court and the shogunate. While accounts found in the Taihei-ki, such as the plan to rebuild the Daidairi Greater Palace by the Kenmu government, may initially seem as if they serve only an enlightened purpose, this research discussed that, in reality, these accounts took on an important function in the context of describing a turning point in the relationship between the Imperial Court and the shogunate.

研究分野：人文学

キーワード：日本文学 中世文学

1. 研究開始当初の背景

室町幕府は建武政権に背く形で成立した。そのため、幕府は存立の大義名分を獲得すべく北朝を擁立し、朝廷は南北に分裂することとなった。こうした時代における歴史叙述の特徴を明らかにするため、これまで武家と王権との関係を解き明かす研究が続けられてきた。

しかし一方で、当時の公武関係をめぐっては、より具体的なレベルの問題があったことは見逃してはならない。それは、土地をめぐる公武の軋轢である。こうした問題を解決すべく、時の武家政権は度々寺社本所領を保護する法令を発布してきた。このことは、土地をめぐる問題が重要な政治課題であったことを示している。そしてこのことは当然、当時の歴史叙述にも何らかの影響を及ぼしていることが予想される。

しかし意外にも、従来の文学研究では、こうした土地をめぐる問題と歴史叙述との間わりには焦点が置かれてこなかった。

しかし近年、歴史学研究の立場からは、現存『太平記』が完成した時期は、守護統制・寺社朝廷の保護という幕府政治の基本的構造が完成した時期に重なっていることが指摘されている(伊藤俊一「武家政権の再生と太平記」『太平記を読む』吉川弘文館、2008年)。

また、『太平記』の叙述からは、執権北条氏の土地政策に対する顕著な関心が認められる。さらに、それは幼君足利義満を補佐すべく細川頼之が管領に就任して擱筆されるという『太平記』大尾の構想とも結びつくものと思われる。(大坪亮介「『太平記』における北条氏の治世 大尾記事との関わり」『国語国文』第81巻第8号、2012年8月)。

こうした近年の研究動向は、土地政策という観点から当時の歴史叙述を読み解くアプローチの必要性和有効性を示唆するものといえよう。

さらに土地問題への関心そのものは、『太平記』のみならず、他の歴史叙述からも看取することができる。したがって、『太平記』以外の歴史叙述もまた、土地政策との関連性を有している可能性が期待できる。本研究は、かかる背景に基づいて着想されたものである。

2. 研究の目的

本研究の究極的な目的は、朝廷が南北に分裂するという未曾有の時代を、当時の人々がいかに認識しようとしたかを明らかにすることである。その目的を達成するため、第一の目標として設定するのが、南北朝期の歴史叙述、とりわけ軍記物語の叙述に当時の土地政策が及ぼした影響を探ることである。当時発布された法令(特に寺社本所領保護法)は、土地をめぐる公武の軋轢が、時の政権担当者

にとって切実な問題であったことを示している。上に述べた研究の背景よりすれば、いわば土地政策は、『太平記』のみならず、当時の公武関係の具体的な現れとして、歴史叙述の構造や歴史認識にも大きな影響を与えている可能性が高いと考えられる。

さらに、土地政策に関する言及は、他の同時代の歴史叙述からも看取されるため、こうした観点からの考察は、『太平記』以外の作品を分析する上でも応用可能である。そこで、まずは『太平記』の後に成立した軍記物語である『明德記』を俎上に載せ、考察を行っていく。

『明德記』は、三代將軍足利義満が当時絶大な力を誇った守護山名氏清・満幸らを謀反に追い込み、これを討伐した顛末(明德の乱)を描く軍記物語である。『明德記』の冒頭と乱の総括部分には、山名の寺社本所領押領、とりわけ仙洞領への侵犯こそが、乱の発端であったとの認識が繰り返し示されている。幕閣の幕府への離反、および押領行為への批判といった要素は、『太平記』のとりわけ後半部分(一般に第三部と呼ばれる)と類似している。このことよりすれば、『明德記』は、本研究の最初の考察対象に据えるに相応しい作品といえる。

具体的には、『明德記』の叙述の枠組の背後に、当時の土地政策とくに寺社本所領保護政策の存在があることを明らかにしていく。これはとりもなおさず、『明德記』が寺社本所領保護に強い関心を寄せていることを証するものといえる。さらにこのことは、南北朝期の歴史叙述が当時の特異な公武のあり方をいかに認識し、叙述しているかという問題にも波及していく。というのも、当時の寺社本所領保護政策には、室町幕府とその存立を正当化する北朝との関係を維持するという側面を有していたからである(伊藤俊一「室町幕府の荘園政策」(『室町幕府の荘園政策の研究』塙書房、2010年 初出は2007年)。

このことよりすれば、南北朝期の歴史叙述と土地政策とりわけ寺社本所領保護政策との関わりは、必然的に当時の公武のあり方も深い結びつきを有していたと判断される。そこで第二の目標として設定したのが、南北朝期における公武関係に対する認識およびその叙述の方法を明らかにすることである。当初の計画としては、後の公武関係に決定的な影響を及ぼした、承久の乱に対する歴史認識形成と土地政策との関連を明らかにしていく予定であった。『吾妻鏡』や、乱後間もなく成立した慈光寺本『承久記』では、乱の発端は上述した『明德記』と同様、土地をめぐる公武の衝突にあったとされている。また、慈光本の後に成立した流布本・前田家本においては、土地をめぐる問題に関する記述が付加されている。本研究ではこの点に着目し、『承久記』の本文改変および南北朝期における承久の乱に関する記述を比較検討し、土地政策と歴史認識との関連性を示すことを目

標とした。

以上、本研究は、土地政策への着眼を端緒とするアプローチが、南北朝期の歴史叙述を解明していく上で有効な視座を提供することを旨としたものである。

3. 研究の方法

本研究では、『明德記』と『太平記』という、南北朝期に成立した代表的な軍記作品を俎上に載せ、その作品構造に土地政策が及ぼした影響、および当時の公武関係と歴史叙述の方法との関連を明らかにすべく、およそ以下のように考察を進めていった。

(1) まず、『太平記』の後に成立した軍記物語『明德記』を主要な考察対象とした。『明德記』は、將軍義満が幕府の有力守護であった山名氏清・満幸らを討伐する過程(明德の乱)を描く。上述の通り、この作品では、乱の発端について、山名の寺社本所領押領とりわけ仙洞領への侵犯こそが重要な契機になったという理解が繰り返し示されている。幕閣の離反、および押領行為への批判といった要素は、『太平記』のなかでも第三部と呼ばれる後半部分の叙述と相似形を成している。このことから、本研究の手掛かりとして『明德記』は恰好の題材と考えた。

具体的な作業としてはまず、先学が明らかにした『明德記』の構造を検証した。すなわち、『明德記』は、將軍義満を管領頼之が補佐する体制のもと、乱が平定されたとの枠組を創出していることが既に知られている(大森北義『『明德記』の構造』『古典遺産』第30号、1979年8月)。いわば、「義満・頼之体制」というべき枠組によって、乱が叙述されているわけであるが、本研究では、さらに新たな史料を提示してこの説を補強し得た。また、初稿本のみならず、後の事件の顛末を増補したテキストにおいても、『明德記』のこうした枠組が維持されていることを指摘、その強固さを明らかにした。

その上で、「義満・頼之体制」という枠組がいかなる背景により成り立っているかを解明すべく、当時の史料の記述を手がかりとして、將軍義満を管領頼之が補佐した時代に実際に行われた政策、そしてその時代に対する後代の認識を炙りだしていった。その結果、將軍義満・管領頼之の時代は、寺社本所領保護政策が積極的に行われた時代として認識されていたことが判明した。さらに、前述した乱の発端に対する『明德記』の認識を視野に入れることによって、『明德記』の枠組が、実は当時の寺社本所領保護法令、とりわけ管領細川頼之が発布した法令の存在を背景として成り立っていることを論証した。

以上の作業により、『明德記』の叙述のあり方が、寺社本所領保護を旨とした土地政策と密接な関連を持つことを浮き彫りにしていった。

(2) (1)と関連して、『太平記』を考察対象として、公武関係の転換点がいかに叙述されているかという問題に迫った。上述した当初の研究目的では、『明德記』の分析を終えた後、承久の乱に対する歴史認識形成に関する研究を行っていく予定であった。しかし、(1)の研究を遂行していくにつれ、当時の歴史叙述が公武のあり方を叙述するにあたって用いた方法をまず明らかにすることが重要であると判断した。そこで、当初の研究方針より軌道修正を行い、南北朝分裂という公武関係の転換点をほぼリアルタイムで描いた『太平記』に考察対象を絞り、なかでも建武政権の崩壊から室町幕府成立を叙述した箇所について分析を行っていくこととした。

具体的な作業としては、建武政権による大内裏再建記事の分析を行った。従来の研究では、この箇所に見られる北野天神説話がその分量の多さゆえ注目されてきた(谷垣伊太雄「巻十二における天神説話」『太平記の説話文学的研究』和泉書院、1989年 初出は1984年、北村昌幸「北野天神説話の機能」『太平記世界の形象』塙書房、2010年 初出は2006年)。しかし、本研究では、その他の大内裏の殿舎や調度を列挙する部分、およびその他の大内裏に関する説話的記述に着眼し、考察を進めた。

まずは、当該章段で示される、大内裏が秦の始皇帝の建設した咸陽宮に準拠しているとの説が、極めて特異な言説であることを指摘した。そして、中世の文献における咸陽宮のイメージとの比較から、『太平記』は、建武政権の再建した大内裏が当初より亡ぶべき運命にあるものとして描いていることを明らかにした。

また、これと関連して、空海が大内裏の扁額を書いたとの説話にも注目、類話との比較を行った。その結果、『太平記』において、この説話は、大内裏が本朝に不相応であるとの理解に沿って変貌を遂げていることが明確となった。そして、これらの言説の根幹には、大内裏が本朝に不相応な存在であるとの認識があったことを、当時の記録類の記述を参照しつつ検証した。

さらに、『太平記』の大内裏造営記事とその周辺の叙述との関連性を探り、『太平記』は、本朝に不相応な大内裏の再建こそが建武政権の崩壊、武家政権の再興につながったとの構想を持つことを浮き彫りにした。

以上を踏まえ、大内裏再建記事において大きな分量を占める大内裏の殿舎・調度の列挙部分の機能を検討した。すなわち、当該章段以降、建武政権の崩壊を決定づける巻十四の内裏焼亡記事に至るまで、大内裏の殿舎や調度に関する言及が度々見られる点から、両章段が呼応関係にあることを見出した。

以上の作業によって、建武政権の崩壊から室町幕府成立という、公武関係の一大画期を叙述する上で、『太平記』は大内裏という存

在をいわば建武政権を象徴するものとして描き出していることを明らかにした。そして、従来は啓蒙的意味のみを持つと考えられてきた大内裏の殿舎・調度列挙部分こそが、その構想を支えていることを論証した。

4. 研究成果

本研究の成果として、以下の2点が挙げられる。

(1) 『明德記』の叙述の枠組の背景を指摘できた。従来の研究では、『明德記』が將軍義満・管領頼之体制という枠組を創出して乱を描いていること自体は指摘されていたが、その背景については論じられてこなかった。しかし、本研究で行った考察により、『明德記』のかかる枠組は、当時管領細川頼之により実際に行われた寺社本所領保護政策の存在を背景に成り立っていることを明らかにした（〔雑誌論文〕）。これにより、南北朝期に行われた土地政策が、当時の歴史叙述のありように大きな影響を及ぼしていたことが実証された。この点が重要な収穫であった。

(2) 『太平記』巻十二に位置する建武政権の大内裏再建記事で列挙される殿舎・調度の記述は、従来では単に啓蒙的な意味を持つのみ理解されてきた。

また、大内裏再建記事に存在するものも含め、『太平記』に散見する他の説話的記事については、多くの先行研究によってその機能が明らかにされてきた。

本研究ではこうした見地を参照しつつ、さらに、これまで単なる事物の列挙に過ぎないと見られてきた大内裏の殿舎・調度列挙記事が、実は作中の他の記事とも有機的に絡み合い、公武の転換点を描く上で重要な機能を帯びていることを明らかにした。これは、『太平記』が南北朝動乱を描くに際して新たに獲得した方法として評価できるものといえ、本研究によって初めてその存在が明るみとなったものである（〔図書〕）。『太平記』が同時代に生じた内乱をいかに認識し、叙述しようとしたかという問題を考える上で、(2)の研究はきわめて有益な研究成果と位置づけられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

大坪 亮介、『明德記』における義満・頼之体制とその背景 寺社本所領保護への注視、文学史研究、査読有、第55号、2015、pp.39-52

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

大坪 亮介 他、和泉書院、論集中世・近世説話と説話集、2014、502

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大坪 亮介 (OTSUBO Ryosuke)

大阪市立大学・大学院文学研究科・都市文化研究センター研究員

研究者番号：10713117